

四半期報告書

(第14期第1四半期)

自 平成21年1月1日

至 平成21年3月31日

日本ベリサイン株式会社

東京都中央区八重洲二丁目8番1号

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 経営上の重要な契約等	5
3 財政状態及び経営成績の分析	5
第3 設備の状況	7
第4 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) ライツプランの内容	17
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	17
(5) 大株主の状況	17
(6) 議決権の状況	18
2 株価の推移	18
3 役員の状況	19
第5 経理の状況	20
1 四半期連結財務諸表	21
(1) 四半期連結貸借対照表	21
(2) 四半期連結損益計算書	23
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	24
2 その他	31
第二部 提出会社の保証会社等の情報	32
[四半期レビュー報告書]	33

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月15日
【四半期会計期間】	第14期第1四半期（自平成21年1月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	日本ベリサイン株式会社
【英訳名】	VeriSign Japan K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼最高経営責任者 古市 克典
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【電話番号】	03-3271-7011（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部 上席部長 村濱 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【電話番号】	03-3271-7011（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部 上席部長 村濱 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第13期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 3月31日	自平成20年 1月1日 至平成20年 12月31日
売上高(千円)	2,090,178	8,380,995
経常利益(千円)	484,313	2,042,926
四半期(当期)純利益(千円)	270,431	936,493
純資産額(千円)	10,180,572	10,079,024
総資産額(千円)	14,442,591	14,344,659
1株当たり純資産額(円)	22,386.79	22,163.49
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	594.67	2,060.01
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)注3	—	2,058.65
自己資本比率(%)	70.5	70.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	242,484	1,948,923
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△72,733	△591,279
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△120,635	△144,181
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	8,149,323	8,100,578
従業員数(人)	249	241

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第14期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	249 [75]
---------	----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	183 [68]
---------	----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しています。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの生産業務の内容は、電子証明書発行サービス及びコンサルティングサービスといったサービス業務であることから、生産実績は販売実績と同一の内容となるため、生産実績の記載を省略しております。

(2) 受注実績

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
セキュリティ・サービス事業	2,139,496	4,961,924
SSLサーバ証明書サービス	1,577,274	3,132,893
クライアント認証サービス	490,531	1,681,464
その他サービス	71,689	147,566
ITサービス・マネジメント事業	102,732	81,704
合計	2,242,229	5,043,628

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
	販売高 (千円)
セキュリティ・サービス事業	1,948,986
SSLサーバ証明書サービス	1,363,158
クライアント認証サービス	510,461
その他サービス	75,367
ITサービス・マネジメント事業	141,191
合計	2,090,178

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 総販売実績に対する販売割合が10%以上の相手先はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、金融混乱による世界的な需要低迷及び急激な円高等により企業収益は大幅に落ち込み、設備投資の減少、雇用情勢の急速な悪化などにより、引き続き厳しい状況が続いております。

当社グループの事業分野であるネットワーク・セキュリティ市場におきましては、ネットバンキングにおける不正引出し被害の急増やフィッシングサイト数の増大等により、インターネットセキュリティに対する需要はあるものの、景況感の悪化に影響を受け、これまでの拡張ペースはやや鈍化傾向にあります。

このような状況下におきまして、当社グループは、電子認証を核とする様々なサービスの提供を通じて、企業や個人が安心かつ安全にコミュニケーションが行えるインターネット社会の発展に努めてまいりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間における業績は、売上高2,090百万円（前年同期比0.4%増）、営業利益470百万円（同8.6%減）、経常利益484百万円（同8.0%減）、四半期純利益270百万円（同12.8%減）となりました。

事業別の概況は以下のとおりです。

セキュリティ・サービス事業のうち、SSLサーバ証明書サービスの売上高は前年同期の1,358百万円から1,363百万円（前年同期比0.3%増）へと増加しました。

中核となる当サービスは、引き続き需要の拡大に伴い堅調に推移しており、認証強度の高い「EV（Extended Validation）SSL証明書」の採用については、金融機関のみならず他業界においても順調に拡大しつつあります。代理店販売については、新規販売代理店が増加する等、引き続き堅調に推移しております。

クライアント認証サービスの売上高は前年同期の465百万円から510百万円（前年同期比9.7%増）へと増加しました。クライアント証明書の発行アウトソーシングサービス「マネージドPKIサービス」（MPKI）については、金融機関が提供するインターネットバンキングサービスにおいて利用ユーザの拡大に伴い証明書枚数が増加したことに加え、大型更新案件がまとまる等、引き続き堅調に推移しております。

その他サービスの売上高は、前連結会計年度の128百万円から75百万円（前年同期比41.2%減）と減少しました。前第1四半期連結会計期間におけるマネージド・セキュリティ・サービスの終了、ならびに前第4四半期連結会計期間におけるEPC（Electronic Product Code）サービスの終了等により、売上高は前年同期を下回りました。

ITサービス・マネジメント事業の売上高は、前年同期の128百万円から141百万円（前年同期比9.5%増）となりました。販売代理店経由の監視サービスの売上が好調に推移したほか、2月に立ち上げた統合運用管理プラットフォーム「サイトロック・リモート・ステーション（SRS）」が寄与するなど、順調に推移しております。

※前年同期の金額および前年同期増減率は参考として記載しています。

(2) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末より48百万円増加して8,149百万円となっております。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローは以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは242百万円の増加となっております。これは主に、税金等調整前四半期純利益483百万円、減価償却費92百万円、のれん償却額21百万円、売上債権の減少額26百万円、未払費用の増加額133百万円の方、前払費用の増加額68百万円、長期前払費用の増加額41百万円、仕入債務の減少額102百万円、前受金の減少額171百万円、法人税等の支払額178百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローの減少は72百万円となっております。これは主に、サーバ・ネットワーク機器等の有形固定資産の取得による支出31百万円、社内業務システム等のソフトウェアを含む無形固定資産の取得による支出41百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローの減少は120百万円となっております。これは配当金支払額120百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,738,656
計	1,738,656

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年5月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	454,758	454,758	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であ り、権利内容に何ら限 定のない当社における 標準となる株式
計	454,758	454,758	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年5月1日からこの四半期報告書提出日までに、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権、並びに旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①平成14年11月15日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議による旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（第1回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	4(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注)3
新株予約権の行使期間	平成16年11月18日から 平成21年11月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000(注)2 資本組入額 15,000(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、決議された数から、株式分割、権利の行使又は退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

<付与株式数の調整式>

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<発行価額の調整式>

(株式の分割・併合の場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(時価を下回る価額で新株を発行する場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 平成16年11月18日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成18年11月18日より100%行使可能とする。この場合、新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。

(2) 被付与者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。

(3) その他細目については、平成14年11月15日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

②平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成16年4月16日開催の取締役会決議による旧商法第280条の20および第280条の21の規定に基づく新株予約権（第2回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数（個）	272（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	544（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	293,500（注）3
新株予約権の行使期間	平成18年4月19日から 平成23年4月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 293,500 資本組入額 146,750
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、決議された数から、株式分割、権利の行使又は退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

<付与株式数の調整式>

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<発行価額の調整式>

（株式の分割・併合の場合）

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（時価を下回る価額で新株を発行する場合）

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 平成18年4月19日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成20年4月19日より100%行使可能とする。この場合、新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。
- (2) 被付与者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。
- (3) その他細目については、平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成16年4月16日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

③平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成16年7月21日開催の取締役会決議による旧商法第280条の20および第280条の21の規定に基づく新株予約権（第3回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数（個）	1（注） 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2（注） 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	586,000（注） 3
新株予約権の行使期間	平成18年7月21日から 平成23年7月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 586,000 資本組入額 293,000
新株予約権の行使の条件	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、決議された数から、株式分割又は退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

<付与株式数の調整式>

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<発行価額の調整式>

（株式の分割・併合の場合）

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（時価を下回る価額で新株を発行する場合）

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 平成18年7月21日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成20年7月21日より100%行使可能とする。この場合、新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。
- (2) 被付与者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。
- (3) その他細目については、平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成16年7月21日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

④平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成16年10月19日開催の取締役会決議による旧商法第280条の20および第280条の21の規定に基づく新株予約権（第4回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数（個）	11（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	22（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	505,995（注）3
新株予約権の行使期間	平成18年10月19日から 平成23年10月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 505,995 資本組入額 252,998
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、決議された数から、株式分割又は退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

<付与株式数の調整式>

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<発行価額の調整式>

（株式の分割・併合の場合）

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（時価を下回る価額で新株を発行する場合）

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 平成18年10月19日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成20年10月19日より100%行使可能とする。この場合、新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。
- (2) 被付与者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。
- (3) その他細目については、平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成16年10月19日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

⑤平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成17年1月27日開催の取締役会決議による旧商法第280条の20および第280条の21の規定に基づく新株予約権（第5回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数（個）	10（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	520,000（注）3
新株予約権の行使期間	平成19年1月27日から 平成24年1月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 520,000 資本組入額 260,000
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、決議された数から、株式分割又は退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

<付与株式数の調整式>

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<発行価額の調整式>

（株式の分割・併合の場合）

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（時価を下回る価額で新株を発行する場合）

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 平成19年1月27日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成21年1月27日より100%行使可能とする。この場合、新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。
- (2) 被付与者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。
- (3) その他細目については、平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成17年1月27日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

⑥平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成17年2月25日開催の取締役会決議による旧商法第280条の20および第280条の21の規定に基づく新株予約権（第6回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数（個）	37（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	74（注）1, 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	534,063（注）3
新株予約権の行使期間	平成19年2月25日から 平成24年2月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 534,063 資本組入額 267,032
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、決議された数から、株式分割又は退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整
 <付与株式数の調整式>

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<発行価額の調整式>

（株式の分割・併合の場合）

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（時価を下回る価額で新株を発行する場合）

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 平成19年2月25日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成21年2月25日より100%行使可能とする。この場合、新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。
- (2) 被付与者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。
- (3) その他細目については、平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成17年2月25日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

⑦平成17年3月25日開催の第9回定時株主総会決議及び平成17年9月16日開催の取締役会決議による旧商法第280条の20および第280条の21の規定に基づく新株予約権（第7回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数（個）	14（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	14（注）1, 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	375,123（注）3
新株予約権の行使期間	平成19年9月16日から 平成24年9月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 375,123 資本組入額 187,562
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、決議された数から、退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

<付与株式数の調整式>

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<発行価額の調整式>

（株式の分割・併合の場合）

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（時価を下回る価額で新株を発行する場合）

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 平成19年9月16日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成21年9月16日より100%行使可能とする。この場合、新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。
- (2) 被付与者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。
- (3) その他細目については、平成17年3月25日開催の第9回定時株主総会決議及び平成17年9月16日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

⑧平成17年3月25日開催の第9回定時株主総会及び平成18年1月26日開催の取締役会決議による旧商法第280条の20および第280条の21の規定に基づく新株予約権（第8回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数（個）	304（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	304（注）1, 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400,492（注）3
新株予約権の行使期間	平成20年2月3日から 平成25年2月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 400,492 資本組入額 200,246
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、決議された数から、退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

<付与株式数の調整式>

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<発行価額の調整式>

（株式の分割・併合の場合）

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（時価を下回る価額で新株を発行する場合）

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 平成20年2月3日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成22年2月3日より100%行使可能とする。この場合、新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。
- (2) 被付与者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要す。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社又は当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。
- (3) その他細目については、平成17年3月25日開催の第9回定時株主総会決議及び平成18年1月26日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年1月1日～ 平成21年3月31日	—	454,758	—	4,035,376	—	4,942,973

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 454,758	454,758	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	454,758	—	—
総株主の議決権	—	454,758	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月
最高 (円)	29,990	29,170	25,700
最低 (円)	24,000	22,610	21,160

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,149,323	8,100,578
受取手形及び売掛金	244,428	270,764
貯蔵品	65,375	65,827
繰延税金資産	1,507,399	1,469,321
その他	490,708	401,348
貸倒引当金	△20,536	△20,455
流動資産合計	10,436,698	10,287,384
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	302,019	311,676
工具、器具及び備品	520,580	525,398
建設仮勘定	65,043	83,124
有形固定資産合計	※ 887,643	※ 920,199
無形固定資産		
電話加入権	3,067	3,067
ソフトウェア	436,915	475,579
商標権	3,572	3,711
のれん	1,388,370	1,409,370
無形固定資産合計	1,831,926	1,891,728
投資その他の資産		
投資有価証券	22,500	23,550
差入保証金	314,523	314,523
長期前払費用	939,670	898,118
繰延税金資産	8,629	8,155
その他	1,000	1,000
投資その他の資産合計	1,286,322	1,245,346
固定資産合計	4,005,892	4,057,275
資産合計	14,442,591	14,344,659
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	24,053	126,668
未払金	422,802	417,790
前受金	3,112,999	3,284,640
未払法人税等	258,250	193,062
賞与引当金	80,679	105,934
その他	363,232	137,539
流動負債合計	4,262,018	4,265,634
負債合計	4,262,018	4,265,634

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,035,376	4,035,376
資本剰余金	4,942,973	4,942,973
利益剰余金	1,202,845	1,100,674
株主資本合計	10,181,195	10,079,024
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△622	—
評価・換算差額等合計	△622	—
純資産合計	10,180,572	10,079,024
負債純資産合計	14,442,591	14,344,659

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
売上高	2,090,178
売上原価	680,226
売上総利益	1,409,951
販売費及び一般管理費	* 939,586
営業利益	470,365
営業外収益	
受取利息	11,579
為替差益	1,725
雑収入	1,034
営業外収益合計	14,338
営業外費用	
為替差損	391
営業外費用合計	391
経常利益	484,313
特別利益	
前期損益修正益	170
特別利益合計	170
特別損失	
前期損益修正損	710
特別損失合計	710
税金等調整前四半期純利益	483,773
法人税、住民税及び事業税	251,467
法人税等調整額	△38,125
法人税等合計	213,342
四半期純利益	270,431

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成21年1月1日
至 平成21年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	483,773
減価償却費	92,826
のれん償却額	21,000
無形固定資産償却費	139
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	80
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△25,255
受取利息及び受取配当金	△11,579
為替差損益 (△は益)	370
売上債権の増減額 (△は増加)	26,335
貯蔵品の増減額 (△は増加)	452
前払費用の増減額 (△は増加)	△68,943
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△41,551
その他の資産の増減額 (△は増加)	△26,405
仕入債務の増減額 (△は減少)	△102,614
未払金の増減額 (△は減少)	8,514
未払費用の増減額 (△は減少)	133,513
未払消費税等の増減額 (△は減少)	83,903
前受金の増減額 (△は減少)	△171,640
その他の負債の増減額 (△は減少)	7,951
小計	410,870
利息及び配当金の受取額	9,931
法人税等の支払額	△178,317
営業活動によるキャッシュ・フロー	242,484
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△31,664
無形固定資産の取得による支出	△41,069
投資活動によるキャッシュ・フロー	△72,733
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△120,635
財務活動によるキャッシュ・フロー	△120,635
現金及び現金同等物に係る換算差額	△370
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	48,745
現金及び現金同等物の期首残高	8,100,578
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 8,149,323

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>従来、貯蔵品の評価は主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく薄価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>なお、これによる影響額は軽微であります。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、これによる影響額は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、1,139,393千円 であります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、1,092,223千円 であります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。	
役員報酬	11,386 千円
給与手当	313,911
賞与引当金繰入額	54,761
広告宣伝費	70,045
支払報酬	68,448
賃借料	62,027
減価償却費	43,706
貸倒引当金繰入	80
ライセンス料	60,000
のれん償却額	21,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)	
現金及び預金	8,149,323 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	8,149,323

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 454,758株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年3月26日 定時株主総会	普通株式	168	370	平成20年12月31日	平成21年3月27日	利益剰余金

5. 株主資本の著しい変更に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)

	セキュリティ・サービス事業 (千円)	ITサービス・マネジメント事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,948,986	141,191	2,090,178	—	2,090,178
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	133	19,089	19,223	(19,223)	—
計	1,949,120	160,280	2,109,401	(19,223)	2,090,178
営業利益(△営業損失)	476,362	(18,833)	457,528	(12,837)	470,365

(注) 1. 事業区分の方法

サービスの系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分に属する主な事業内容(サービス)

事業区分	主な事業内容(サービス)
セキュリティ・サービス事業	主にSSLサーバ認証サービス、クライアント認証サービス、その他サービスから構成されています。SSLサーバサービスは、インターネット上で活動する顧客企業の実在性証明と、サーバとブラウザ間の暗号化通信を実現するためのサーバIDの発行サービスを提供しております。クライアント認証サービスは、電子証明書の発行及び管理業務を当社が代行するマネージドPKIサービス(電子認証局業務のアウトソーシングサービス)等を提供しております。その他サービスは、主にドメイン名の登録及び管理サービスを提供しております。 また連結子会社の日本ジオトラスト株式会社(平成20年2月7日より「株式会社ソートジャパン」の商号を変更)を通じて、中小企業・個人事業主を主な対象とし、簡易な認証による低価格のサーバ証明書発行サービスを提供しています。
ITサービス・マネジメント事業	当社の連結子会社であるサイトロック株式会社が提供しています。24時間365日のリモートオペレーションセンターをベースにネットワークやシステムの運用監視、障害対応、運用代行等のアウトソーシングサービスを提供しています。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)

当社グループの事業の運営上、四半期連結財務諸表に与える影響が軽微で、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1株当たり純資産額 22,386.79円	1株当たり純資産額 22,163.49円

2. 1株当たり四半期純利益金額

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額 594.67円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
四半期純利益(千円)	270,431
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	270,431
期中平均株式数(千株)	454
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月11日

日本ベリサイン株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金子 能周 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関口 男也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ベリサイン株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ベリサイン株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ベリサイン株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。